

## 第70回 活性化プロジェクトチーム議事録

開催日時：平成30年7月6日（金）12：00～14：30

開催場所：千代田区永田町 海運ビル 301号室

出席者：計12名

冒頭、委員長及び担当副会長挨拶の後、資料確認及び本日の議案審議に係る経緯説明がなされた。

### 議 題

#### 1. 暫定措置事業終了後の組合組織・事業のあり方について

##### (1) 総連合会正副会長会議（H30.5.16）に報告された「第1回・内航輸送に関する適正化事業検討会」

（報告内容）

○内航輸送に関する適正化事業の法定化の実現（実施機関：トラック、貸切バス等）

- ・船舶輸送等の安全性、輸送秩序法令遵守の義務化。
- ・現組合員の脱退をある程度回避されると同時に、安定的に法律的支払い義務の生じる会費収入が見込める。
- ・地方組合事務局の巡回指導員としての活用等が挙げられる。

（主な意見）

- ・内航海運業界にとって効果のある事業か否か、他業種の事業を参考に検証する必要があるのではないか。
- ・会費を強制的に徴収してまで実施する価値はあるのか。また、非組合員との取り扱いはどうなるのか。
- ・適正化事業は安全性、秩序を守るためと考えるが、暫定終了後の建造申請手続き&認定内容等が不透明。
- ・このままでは、中小企業は淘汰される。これを守るのが全海運の組織である。不況下の共同係船等、全海運が中心となってやっていくことを考えるべき。
- ・自由建造の中での網掛けとなるが、取り締まる事業が建設的な事業で内航のためになるのか。また、利用運送、派遣、船舶管理業等を全部含めた適正化を図るべきである。
- ・総連合会を残すための事業と思える。検討は不要である。
- ・適正化事業に係る会費を徴収するという考え方は理解できず、甚だ疑問である。ただ、適正化事業はポスト暫定に相応しい有力な事業と考える。正直者がバカを見るようでは困る。しかし、財源を組合員の会費で賄うのは本末転倒で、国から拠出されるべきもの

と考える。

- ・適正化事業の対象は、全内航事業者と思うが、会費徴収は組合員に限られるとしたら矛盾を感じ、非組合員に対する取扱いはどうするのか。
- ・他の業界の適正化事業では、比較的優良事業者のみを対象に巡回すると思うが、意味があるのだろうか。
- ・秩序ある安全・安定輸送には、中々目に見えないコストが掛かるものであり、これを将来的に推進するには、荷主・オペレーターの理解と協力は不可欠と考える。

## (2) 暫定後の組合の在り方及び中央組織の構築

(主な意見)

- ・今までの経緯で、5項目に関する会長プレス発表→全海運は一人歩きとして訂正依頼を提出→総連合会は1. 中央組織を除く4項目について一年掛けて検討するとプレスに解説。斯様な流れの中で、全海運 PT は「中央組織は現在の総連合会を想定しておらず、新しい中央組織が事業を継承するものと認識する」とした。  
斯様な中で、現実には、二つの検討会の設置と船員育成・養成事業 WG を総連合サイドで進められており、既成事実を形成していると思えない。
- ・暫定措置事業が相償なつた時点での、清算時期、清算方法（総連資産、安定基金資産、預託金等）が皆目見当がつかない。
- ・五組合が総連合会を脱退した場合、資産の分配はあるのか。
- ・安定基金の中で、油濁積み立ては内タン組合が主で、貨物船組合の超過トン数に対する納付金（貨物船）は安定基金に組み入れられたと理解している。

(中央組織の構築)

前回提案された中央組織の在り方について、正副会長及び各委員の現段階での考えを、以下の構築方法を参考に回答いただいた。

- ① 全海運主導の統一組織
- ② 全海運独立（多重構造の解消）
- ③ 総連合会を一度解体し立て直す。
- ④ 現状の総連合会をリニューアル（透明性、スリム化、）
- ⑤ 五組合と総連による再編
- ⑥ 五組合からなる集合体

回答：② 1名、 ②③の共用 2名、 ②～③へ 1名、 ②④の共用 1名  
③ 1名、 ④ 2名 ⑤ 2名

種々検討の結果、

今後、更に検討を進めるうえで、総連合会に確認する事項（質問）が多々あるとの意見の一致を見た。ついては、早急に活性化 PT として、質問項目を取り纏め、7月27日開催の全海運理事会上に上程し、承認後、総連合会に提出することとされた。

以上